

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会
事業所における帰宅困難者対策ガイドライン
(案)

平成 24 年 9 月 10 日

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

目次

はじめに	P 1
第 1 章 平常時	P 3
1. 企業等における施設内待機のための計画策定と従業員等への周知	P 3
2. 企業等における施設内待機のための備蓄について	P 3
3. 平時からの施設の安全確保	P 5
4. 従業者等との安否確認手段、従業者等と家族との安否確認手段の確保	P 8
5. 帰宅ルールの策定	P 9
6. 訓練等による定期的な手順の確認	P 9
第 2 章 発災時	P 1 1
1. 企業等による従業員等の施設内待機	P 1 2
2. 施設内に待機できない場合の対応	P 1 2
3. 防災活動への参加	P 1 2
第 3 章 混乱収拾時以降	P 1 3
1. 企業等における帰宅開始の判断	P 1 3
参考 1：行政機関の取組	P 1 4
参考 2：学校等における児童・生徒等の安全確保	P 1 4
参考 3：施設内待機に係る計画（例）	P 1 5

はじめに

首都直下地震※の発生時には、救急・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。

公共交通機関が運行の停止等を行っている中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念される。

このような帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させることが重要となる。

本ガイドラインは、企業等が、これらの対策を適切に行うための参考となる手順等を示したものである。

※本ガイドラインにおいて想定する首都直下地震は、中央防災会議において建物被害等が最大になる（冬18時、風速15m/sの場合）と想定される現行の東京湾北部地震（M7.3）とし、発生時刻は、帰宅困難者等が最も多く発生すると想定される平日昼12時とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する施設等の定義は以下のとおり。

区分※1	一時滞在施設	災害時帰宅支援 ステーション	避難所
設置時期	発災から72時間（最大3日間）程度まで ※2	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時	発災から2週間程度まで（復旧・復興の状況によってはそれ以上）
目的	帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の支援	地域の避難住民の受け入れ
支援事項	食料、水、毛布又はブランケット※3、トイレ、休憩場所、情報等 ※2	水道水、トイレ、帰宅支援情報等	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等
対象施設	集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等※4	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等	学校、公民館等の公共施設

※1 上記以外の施設について参考として記載する。

避難場所：地震による火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときなどに一時的に避難する場所（大規模な公園、大学等）

※2 本表の記載内容はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※3 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※4 対象となる施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

第 1 章 平常時

1. 企業等における施設内待機のための計画策定と従業員等への周知

(1) 計画の策定（計画については、P15の例を参照のこと）

企業等は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲において計画に明記する。

(2) 複合ビルでの役割分担

テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(3) 従業員等への周知

企業等は、冊子等（電子媒体も含む）により、施設内待機に係る計画を従業員等に周知する。

2. 企業等における施設内待機のための備蓄について

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。

その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。

(1) 備蓄品の保管及び配布

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。

また、配布作業の軽減や個人の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておくといった方法も検討する。

なお、保管されている備蓄品が避難通路を塞ぐ障害物となり、消防法令等の違反状態（スプリンクラー設備の放水ヘッドを塞ぐこと、自動火災報知設備の感知器が設置免除されている P S（パイプシャフト）※、機械室等を倉庫として使用すること等）とならないようにする。

※ P S（パイプシャフト）：各階を通じ、たて方向に各種配管（給排水管やガス管等）

を通すために、床や天井を貫通して設けられる空間のこと。

(2) 備蓄量の目安

中央防災会議が定めた「首都直下地震対策大綱」において、発災後3日間程度を応急対策活動期としていること、また、発災時の被救助者の生存率は4日目以降激減することから、発災後3日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、発災後3日間は企業等が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・企業等は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
- ・企業等は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

3日分の水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄の考え方は以下のとおりとする。

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方

1 対象となる企業等

首都直下地震発生により被災の可能性がある国、都県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

4 備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺

※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

（３）その他の物資（特に必要性が高いもの）

- ・毛布やそれに類する保温シート
- ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
- ・敷物（ビニールシート等）
- ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
- ・救急医療薬品類

（備考）

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

3. 平時からの施設の安全確保

企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベータ	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。（通行不可である。）		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

※「避難所管理運営の指針（区市町村向け）（東京都）」及び「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（国交省）」を参考とした。

また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

（参考）建物の安全確保の方針（例）

1 事前準備

（１）建物の耐震性を確認し、安全性を確保

昭和５６年以前の建物については、耐震診断や耐震補強を実施する。

- ・耐震化の総合相談窓口（東京都内の場合）

財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター⇒03-5778-2790

（２）従業員等の待機場所や応急救護所の設置

従業員等の待機場所や怪我人の応急救護所については、安全確保が出来る場所に設置する。

（３）企業等の施設内家具類の転落防止措置等

家具類の転落防止措置等にあたっては、「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」（Ｈ２４．７東京消防庁）を参考にされたい。

（概要）

○安全な家具の配置

避難通路の確保、窓際に背の高い家具を配置しない 等

○家具の配置・物の置き方

家具類は生活の場所と離す、家具の上に物は置かない 等

○オフィスの安全スペースの確保

（例）廊下、エレベーターホール、会議室、ミーティングエリア

○キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策

コンクリート壁等へ金具で固定、ツナギ材での連結 等

○デスク周辺の注意

デスク、テーブルは連結して固定、ＯＡ機器をデスク等に固定 等

○ローパーティションの固定

レイアウトによる安定化、床・壁に固定 等

○複写機等の転倒・移動防止対策

キャスターをロック、ベルトなどで壁面に連結 等

※ビルの高層階（概ね１０階以上）では、長周期地震動対策として、家具類のキャスターのロックや吊り下げ式の照明の揺れ防止等も行う。

2 発災後の対応

(1) 建物の安全性をチェック

施設の安全のためのチェックリスト等を活用し安全を確認

(2) 照明設備や空調設備等必要な措置を講じ、施設内待機可能な環境を確保

4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保

企業等は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うなどにより、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員がとるべき対応を検討しておくことも望ましい。

(2) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- ・固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル 1 7 1

- ・固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板、w e b 1 7 1、災害用音声お届けサービス、S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、I P 電話、専用線の確保 等

< SNS による安否確認例 (文化学園大学杉並中学・高等学校) >

(平成 23 年 3 月 11 日 Twitter アカウントで生徒の無事を連絡)



bunsugi 文化学園大学杉並中学・高等学校

地震が起きましたが、生徒は全員無事です。校内で待機中です。

3月11日

（３）訓練及び体験

企業等は、従業員等と家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

例えば、毎月１日・１５日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。

５．帰宅ルールの策定

（１）帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家庭の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

（２）帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、社員を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認等を行うことなども検討する。

６．訓練等による定期的な手順の確認

企業等は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

また、企業等は、年１回以上の訓練を定期的に行い、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

＜参考事例＞ 帰宅困難者対策訓練（三菱商事本社）



（企業における一斉帰宅の抑制の訓練 東京会場）

平成24年2月3日に実施した「帰宅困難者対策訓練」では、東京駅会場において、自衛消防訓練と連動させた「一斉帰宅抑制訓練」を実施しました。

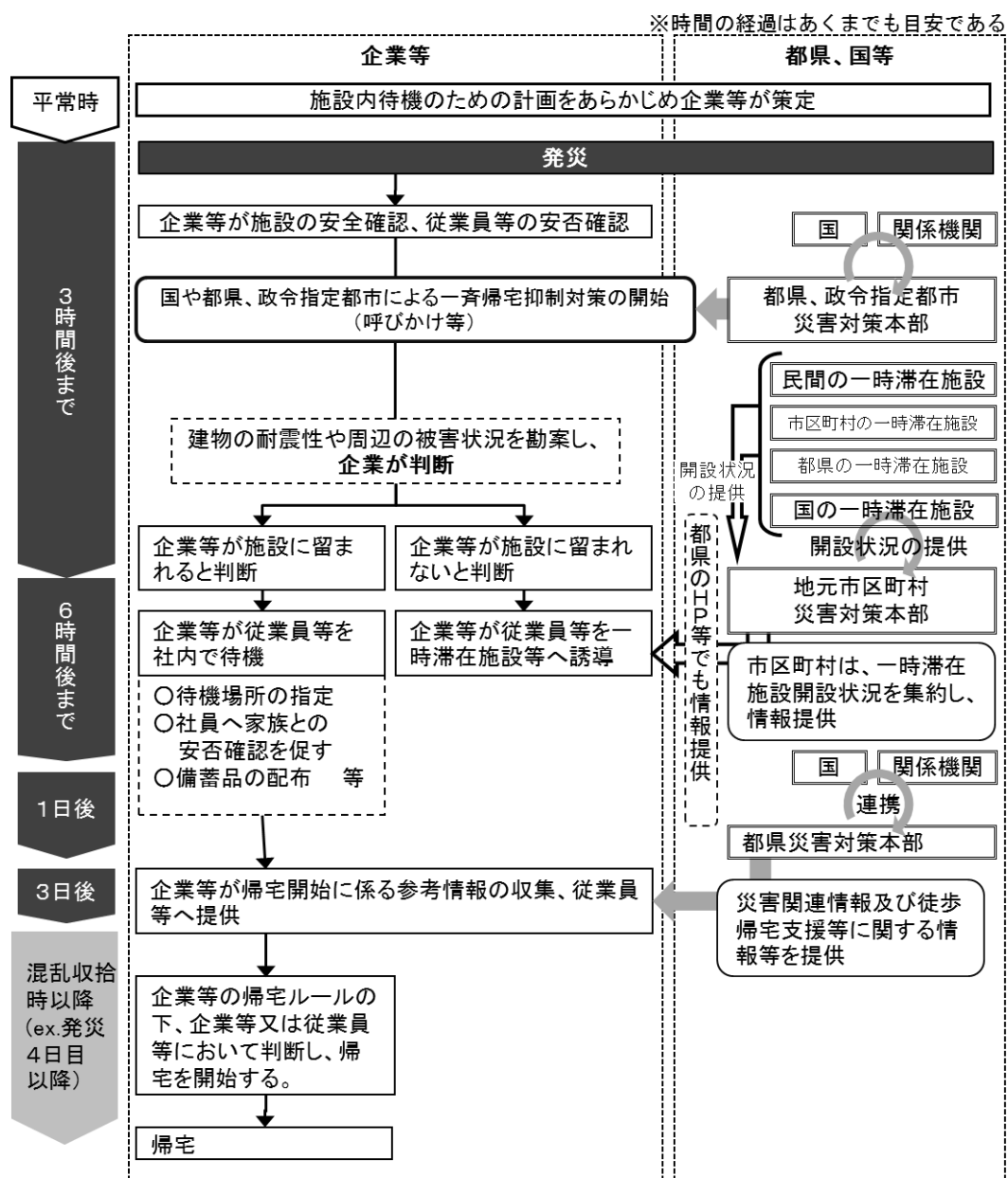
訓練会場となった、三菱商事本社では、21階建ビル内の大部分の従業員が参加して、一斉帰宅の抑制、備蓄品の配布、情報収集及び連絡、家族等との安否確認など

を訓練項目として実施しました。

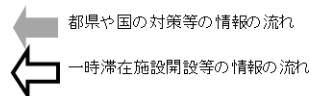
三菱商事本社では、従来から震災対策に力を入れており、従業員の4日間分の食料等の備蓄、避難誘導の手順、安否確認システムなども整備しており、訓練でも実践的な対応力を検証するなど、その先駆的な取組は新聞等でも紹介されました。

第2章 発災時

発災後から混乱収拾時にかけての従業員等の一斉帰宅抑制のフローは下図のとおりである。なお、フローは標準的な例を示したものであり、災害の規模、各施設の事情等により適宜柔軟に対応することが必要である。



災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



一斉帰宅抑制のフロー（例）

1. 企業等による従業員等の施設内待機

(1) 施設の安全の確認

従業員等が安全点検のためのチェックリストにより施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認

国や都県、政令指定都市の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

(3) 来所者の待機

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

2. 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、企業等は、行政機関からの一時滞在施設等※の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を案内又は誘導する。なお、案内又は誘導先は地域の状況に応じて帰宅するものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

※一時滞在施設、避難場所等を指す。

3. 防災活動への参加

企業等は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲の人員で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

第3章 混乱収拾時以降

1. 企業等における帰宅開始の判断

企業等は、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認した上で、あらかじめ定めたルール等に基づいて従業員等を帰宅させる。

<参考事例> 戸田建設本社（東京都中央区）



災害時に周辺の道路状況を把握するバイク隊

戸田建設株式会社では、災害時対応に積極的に取り組んでいます。

食料、水、毛布、簡易トイレの備蓄はもちろん、衛星携帯電話も配備しています。

また、災害時には社員を会社に留め置く方針を策定し、社員が帰宅する際には、前もって自

社で組織するバイク隊が道路状況を確認するという手順を定めています。

さらに、社内に留まる際には、社員が周辺住民の安否や被害状況を調査し、家屋の危険度判定を実施し、必要に応じて近隣住民を社屋に受け入れるなど、共助の活動も実践しています。

参考１：行政機関の取組

（１）平常時

①情報提供体制の確保

企業等は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、行政機関は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、企業等が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

②帰宅支援体制の確保

国や都県、政令指定都市は帰宅者に対する支援として、災害時帰宅支援ステーションや情報提供ステーション等の確保・明示を進めるほか、災害時要援護者を中心とした代替搬送手段の確保策について、あらかじめ検討しておく。

また、混乱収拾時以降に帰宅困難者等を円滑に帰宅させるため、企業等に対して時差帰宅等の帰宅ルールの必要性についても周知する。

（２）発災時

①企業等に対する災害関連情報等の提供

国や都県、政令指定都市が、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

また、行政機関は、関係機関と連携して、災害関連情報等を提供する。

（３）混乱収拾時以降

①帰宅支援の実施と情報提供

行政機関は、災害時帰宅支援ステーションや代替搬送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて企業等に提供する。

参考２：学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等は、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内もしくは他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

参考3：施設内待機に係る計画（例）

1. 基本的な考え方

（1）一斉帰宅抑制の意義と当該計画の目的

首都直下地震が発生した際には、帰宅困難者等の大量発生による混乱を防止することから、一斉帰宅抑制が求められる。このため、企業等においては従業員等の施設内待機が重要であり、当該計画は、施設内待機を適切に行うための手順等を示したものである。

（2）本計画に使用される用語の定義

- ・対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

- ・計画が適用される施設の範囲（○○社本社ビル、別館 等）
- ・来所者（会議で来社した人、ショールームの見学者 等）

（3）一斉帰宅抑制の基本方針の明記

（4）事業所周辺の被害想定・地域危険度の把握

◇参考にすべき資料（東京都内の場合）

- 首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）

http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/assumption_h24.html

- 地震に関する地域危険度調査（第6回）

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm

2 事前対策

（1）従業員等を施設内に待機させる際の判断基準

- ・国や都県、政令指定都市の一斉帰宅抑制の呼びかけ
- ・施設の安全点検のためのチェックリストによる施設の安全確認
- ・施設周辺の状況確認

（2）テレビ・ラジオ・無線機などの情報入手手段の準備

- ・情報入手手段の運用方法（電源の確保を含めた管理等）
- ・情報入手手段の数量、配置場所

（3）従業員等の安否確認手段の準備

- ・従業員等の安否確認手段の準備
- ・安否確認手段の使用法等の従業員等への周知

（4）従業員等に対する備蓄の実施

- ・備蓄の整備方針（日数、対象人数、品目 等）
- ・整備済みの備蓄品の品目や数量

(5) 建物の耐震性の確認やオフィスの家具類の転落防止対策等の実施

- ・ 施設の耐震性の確認（耐震性が不足している場合は必要な措置を実施）
- ・ オフィスの家具類の転落防止対策（東京消防庁のハンドブック参照）

(6) 停電時に備えた非常用電源等の整備

- ・ 非常用電源による電源供給の必要範囲の設定（非常用エレベーター、照明等）
- ・ 非常用電源の確保（稼動時間、燃料種類や容量 等）

(7) 来所者への対応

- ・ 来所者数の想定
- ・ 来所者向けの備蓄の種類や数量
- ・ 来所者用の待機場所の設定

(8) 近隣の事業所及び自主防災組織との協力体制の確立

- ・ 事業所周辺の災害活動に参加する場合の役割等について、近隣の事業所や自主防災組織と調整（協定締結等）
- ・ 参加する人員体制（総務部〇名、営業部〇名 等）

(9) 帰宅困難者対策訓練

- ・ 訓練の実施時期（震災を想定した自衛消防訓練の一部として実施、毎年9月 等）
- ・ 訓練の内容（従業員等の待機、備蓄品の配備、家族との安否確認 等）

3 発災後の対応

(1) 施設の安全性の確認の手順

- ・ 施設管理担当の従業員等または委託業者が、あらかじめ定めたチェックリストによる建物内の被害状況の把握と施設の安全性を確認
- ・ 軽微な被害については応急措置を実施

(2) 従業員等の安否確認

- ・ 従業員等との安否確認の実施

(3) 情報の入手

- ・ 国及び自治体の防災ホームページ、鉄道事業者の運行情報サイト 等

(4) 従業員等への対応

- ・ 備蓄品の配布や情報提供の手順 等

(5) 来所者への対応

- ・ 各部署にいる来所者数の把握方法
- ・ 来所者の待機場所への誘導の手順
- ・ 来所者に対する備蓄品の配布や情報提供の手順

（６）事業所周辺の災害活動に参加する場合の体制

- ・ 周辺の事業所や自主防災組織との役割分担に基づく対応の実施
- ・ 地域への貢献・協力（町内の見回り、応急救護所の手伝い 等）

４ 混乱収拾後

（１）従業員の帰宅を開始させる際の判断基準

行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により判断

（例）公共交通機関の開通状況、道路の被害状況

（２）帰宅ルール

- ・ 帰宅グループの編成
- ・ 連絡要員の指定など帰宅グループ内の役割分担
- ・ 会社と帰宅グループの間の連絡の手順、予定される帰宅経路の設定 等